

参考 1. 研修会資料

外国人県民を支援する会 研修

「愛知県の外国籍住民について」

2009 年 9 月 30 日

名古屋国際総合事務所

田澤 満

1. 外国人を規制する日本の法律

- ・ 出入国管理及び難民認定法（入管法）
- ・ 外国人登録法
- ・ 国籍法

2. 在留資格制度の概要

在留資格（27 種） 3つのグループ

- ・ 就労制限無し：日本人配偶者、南米日系人、永住者など
- ・ 就労できるが制限がある：人文知識・国際業務、技術、技能など
- ・ 基本的には就労できない：留学生、就学生、家族滞在、短期滞在など

※参考資料 1

3. 研修・技能実習生の概要

	形態	在留資格	支払名称
研修生	労働者ではない	研修	研修手当
技能実習生	労働者	特定活動	賃金

研修制度の特徴

- ・ 技術等を「学ぶ」ことが目的（「産業版留学生」と言われている）
- ・ 労働をするために在留する者ではない
- ・ 実務研修以外の座学（日本語学習、安全衛生 等）の重要性

- A) 「企業単独型」日本企業が、現地法人、合併企業、外国の取引先企業の社員を研修生として受け入れる
- B) 「団体監理型」商工会や中小企業組合などの団体が第一次受入機関として研修生を受け入れる

実習制度の特徴

- ・ 研修終了後 「研修」から「特定活動(技能実習)」へ在留資格を変更
- ・ 研修により一定水準以上の技術等を修得した者が、技能実習生として学習を行う機関（会社）との間で雇用契約を締結
- ・ 生産現場での労働を通じて実践的な技術等を修得する目的

研修・技能実習制度の様々な問題点

3年間の流れ

4. 難民認定申請数

- ・ 2008年難民認定申請者数 1599人（前年比の約2倍、783人増）過去最高
- ・ 主な国籍別申請者数：ミャンマー979人，トルコ156人，スリランカ90人

5. 日本にいる外国人

- ・ コミュニティ
- ・ 世代によるギャップ
- ・ ブローカーの存在

6. 調査上の注意点

- ・ 同じ国の人だからこそ、気をつけないといけないこと

行政書士・社会保険労務士 名古屋国際総合事務所（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語対応）

名古屋市中村区太閤1丁目1番8号 ショービル3階（名古屋駅太閤口より南へ徒歩4分）

TEL: (052)453-6255 FAX: (052)453-6256 info@tazawa-jp.com www.tazawa-jp.com

- ・ 外国人の在留・招聘手続
- ・ 社会保険・労働保険手続と国際労務管理
- ・ 就業規則・社内規定等作成
- ・ 対日直接投資・起業サポート
- ・ 在留特別許可嘆願手続
- ・ 帰化・涉外相続手続